

みよし市公平委員会議事録

日時 令和2年3月9日(月)

開会 午前10時

閉会 午前10時30分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 村田信光

総務課副主幹 塚崎 仁

総務部参事 本田 靖

総務課主査 福上 慎吾

総務部次長 小野田 浩司

次第

1 挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

名 前	内 容
総務部次長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和元年度第2回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>それでは始めに、藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
藤本委員長	<p><委員長挨拶></p>
藤本委員長	<p>では、本日の会議には出席委員3名で、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年度第2回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
総務課主査	<p>それでは、議題「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。令和2年2月17日付けでみよし市教員組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改選に伴う職員団体役員改任届が資料3ページから5ページまでのとおり、事務所の所在地の変更届が資料6ページのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けている職員団体からこのような届出が提出された場合には、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい点は3点でございます。資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定がございます。</p> <p>1点目としては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票</p>

に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料4ページの役員改任証明書によってみよし市教員組合選挙管理委員長が証明しております。役員の改任の投票が行われた日は2020年2月3日、各教員の所属する学校において投票が実施されまして、組合員総数280名に対して238名が出席し、投票方法は1人1票直接無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料5ページ目を御覧ください。資料5ページの投票結果にあります投票総数238名に対し、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で教育委員会に問い合わせ、市内の小中学校に勤務している教員のみによって組織されていることを確認しました。

以上が、役員改任届の説明となります。

続きまして資料6ページを御覧ください。今回の役員改任に伴い、執行委員長が改任となりました。みよし市教員組合規約の規定により組合の事務所は執行委員長勤務校に置くこととなっていることから、事務所変更届の提出がありまして、執行委員長の勤務校を教育委員会で確認したところ、みよし市立北中学校に勤務されていることを確認いたしました。

今回提出されました届出を委員の皆様にご確認いただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料7ペー

<p>藤本委員長</p>	<p>ジでございます案のとおり、本日付けでみよし市教員組合に通知させていただきたいと思えます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局の説明で登録要件が3点あると説明がありました。それは、資料2ページの地方公務員法53条に下線が引かれております箇所です。</p> <p>役員改任証明書において、組合員総数280名に対して238名が投票を行い、立候補者が5ページに出ておりますが、立候補者に対して投票が行われた信任票は、過半数を超えていることがわかります。また、組合員は、先の報告の中で言及されておりましたが、すべて市内の小中学校の教員のみによって組織されているとのことです。</p> <p>以上につきまして、委員の皆様から質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>村上委員、何かございますか。</p>
<p>村上委員</p>	<p>そうですね、長年この立場をさせていただいておまして、いろいろお聞きしましたが、今回は特にございません。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>倉橋委員はいかがですか。</p>
<p>倉橋委員</p>	<p>はい、大丈夫です。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>私も同様でして、特に質問項目はございません。従いまして、委員3名とも承認ということで結論を下したいと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>総務課主査</p>	<p>くその他事項として、全国公平委員会連合会会報の配布案内を行った。また、令和2年度愛知県公平委員会連合会役員会及び総会</p>

	並びに令和2年度全国公平委員会連合会東海支部総会の案内及び出欠の意向を確認した。>
委員長	他に委員の方より質問はありますか。
倉橋委員	先ほどの議題について、資料4ページですが、役員改任証明書について改任の字はこれで（資料には「解任」となっている。）よろしいでしょうか。
総務課主査	本来は、「改める」の改任であると思われます。
村上委員	下の方（証明書本文）では、「改める」の改任になっていますね。
藤本委員長	どちらに質問したらよいか、また、過去はどのようになっていたかお調べしてください。
総務課副主幹	昨年度提出された書類は、「改める」の改任です。
倉橋委員	こちらの書類は、みよし市教員組合選挙管理委員会が提出されたものですね。
総務課主査	はい、そうです。
倉橋委員	それでは、変更されるならば、あちらの手続ということですね。
総務課主査	はい、そうですね。
藤本委員長	「解任」というのは、役を解くという意味になりますよね。「改任」というのは、役があるけれども、その役について新たに人が決まってくるということで、ちょっと意味が異なりますよね。
総務課副主幹	はい、こちらの書式については、公平委員会が定めた書式でな

藤本委員長	<p>く、職員団体の方が作成して公平委員会事務局で受理したものになります。そして、昨年2月に同様の届け出がなされているわけですが、そちらは「改める」の「改任」になっております。今年度に限っては、単純な誤字ではないかと思われまますので、組合の方に、会議が終わりましたらその旨を伝えさせていただきます。</p> <p>それでは確認をお願いいたします。また、その結果をお知らせください。</p> <p>他にございますか。特になければ、これで本日の公平委員会を終了いたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。公平委員会の本日の会議につきましては、議事録を作成しますので、後日、皆さまのご署名をお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>